

(別添 3)

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
総括研究報告書

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部 教授

研究要旨

本研究では、次期制度改正の中で公的年金制度における所得保障の仕組み、所得再分配機能の在り方の検討に資する基礎資料を提供するため、総務省や厚生労働省所管の大規模統計の調査票情報再集計や海外制度・実務の情報収集を行い、年金制度に関する個別論点を整理することを目的とする。

令和3年度は、公的年金制度の所得保障機能の前提条件となる 1)家計の金融資産・負債と所得分配について概観した上、2)老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性、3)離死別女性の貧困と公的年金制度、4)遺族年金の見直しの方向性、5)障害年金受給者の動向と実態、6)遺族年金受給者の就業選択、7)年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響、8)フランスにおける障害者所得保障制度、等の個別テーマについて分析を行った。

主要な知見として、等価可処分所得の中央値は低下し、資産貧困率は低・中所得層で上昇し、生活水準は低下している可能性があること、家族扶養による貧困削減効果が衰え、公的年金による貧困削減効果も頭打ちになった結果、高齢死別女性の貧困率が上昇し、男女間の貧困率のギャップが拡大していること、部分繰下げ受給可能な高齢者は 5 割近く存在するが継続就業・繰下げによる貧困削減効果は限定的であること、精神障害・知的障害の年金受給者の増加に伴い障害年金に期待される所得保障の役割が変化してきていること、遺族年金受給者には子が多いほど就業率が低いという一般的な傾向が当てはまらないこと、在宅障害者に対する公的年金や公的手当が所得保障機能を十分に担っているとは言い難いこと、遺族年金及び障害年金の見直しの方向性に関する論点、フランスの法制度から得られる示唆、等が明らかになった。

研究分担者：

百瀬優	流通経済大学教授
永野仁美	上智大学教授
四方理人	関西学院大学准教授
田中聡一郎	駒澤大学准教授
大津唯	埼玉大学准教授
渡辺久里子	国立社会保障・人口問題 研究所第1室長
藤井麻由	北海道教育大学講師

A. 研究目的

公的年金制度がその制度目的を適切に果たすには、社会保険としての適当な設計を保ちつつ、国民の生活、就労、疾病、家族の在り方、その他社会情勢の変化を適時に反映し、適切な保障内容と所得再分配機能の維持を図ることが望ましい。

本研究では、①老齢年金制度については、国民年金・厚生年金両制度の加入者の属性・所得水準、受給者の生活における公的年金給付の位置づけ等の経時的変化を明らかにすること、②障害年金制度については、障害者の生活・就労状況、および海外の制度・実務を明らかにすること、③遺族年金制度については、遺族年金の受給者以外も含め、配偶者や親と死別・離別した者の所得・消費・就労状況を明らかにすること、を目的とする。また、日本年金機構が保有する行政データの活用可能性を探ることも目的としている。

B. 研究方法

総務省「全国消費実態調査」「全国家計構

造調査」「全国単身世帯収支実態調査」「労働力調査」、厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」「老齢年金受給者実態調査」「障害年金受給者実態調査」「遺族年金受給者実態調査」「全国ひとり親世帯等調査」「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」「生活のしづらさなどに関する調査」等の大規模統計の調査票情報を活用し、研究を行った。みずほリサーチ&テクノロジーズに一部データの整備を依頼し、その他の研究者は整備されたデータを用い、計量経済学的手法で分析した。

令和3年度は、公的年金の所得保障機能の前提条件となる 1)家計の金融資産・負債と所得分配について把握した上、2)老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性、3)離死別女性の貧困と公的年金制度、4)遺族年金の見直しの方向性、5)障害年金受給者の動向と実態、6)遺族年金受給者の就業選択、7)年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響、8)フランスにおける障害者所得保障制度、等について分析した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計調査票情報の2次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう、結果数値が1又は2となる場合に秘匿するなどの処理のうえで分析を行った。

C. 研究結果

### C-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

2004年と2016年の「国民生活基礎調査」に基づくと、総世帯の平均貯蓄現在高は減少しており、また貯蓄ゼロ世帯の割合も増加している。所得階層別の人口割合を見てみると、同期間(2003年から2015年)において、高所得層の人口割合は1割、中間層の人口割合6割、低所得層の人口割合3割で安定していた。しかし、低・中所得層では資産貧困率が上昇していた。

### C-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」の個票に基づくと、就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすい。また、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、部分的にでも繰下げ可能と仮定した場合、65-79歳の4~6割は繰下げ可能である。本人か配偶者に就労収入がある高齢者は65-79歳の老齢年金受給者の約半数を占め、その中、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあるのは1割程である。こうした就労収入途絶に伴う貧困リスクがある人々の中、65歳以降、部分的にでも繰下げしていたならば、2~3割が貧困リスクを回避可能であった。

### C-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

死別高齢女性にとって、遺族年金による貧

困削減効果は、1990年代から2000年代にかけて強まったが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が弱まったため、結果的に貧困率は上昇した。そして2010年代には死別女性本人の公的年金による貧困削減効果が頭打ちになったため、貧困率は上昇した。その結果、高齢者における貧困率の男女ギャップも拡大した。現役世代の死別女性についても、公的年金による貧困削減効果は、1990年代後半以降から2000年代前半に強まったが、同時期、家族扶養による貧困削減効果が弱まったため、1985年から2015年にかけて貧困率は低下していない。

### C-4. 遺族年金の見直しの方向性

寡婦年金は、①夫の保険料掛け捨て防止、②60代前半の寡婦に対する所得保障の2つの趣旨を有する。ただし、創設過程を踏まえれば、両者は並列ではなく、①が主であり、②が従であり、妻の保険料に基づいて支給される母子年金の受給者が失権後に寡婦年金を受給できたとしても、制度開始当初、①との矛盾はなかった。しかし、現在の遺族基礎年金は、母子年金とは異なり、夫の保険料に基づいて支給される。にもかかわらず、妻が両年金の受給要件を満たせる場合に、遺族基礎年金を受給した後、60代前半で寡婦年金を受給できるのは、①と矛盾する。また、遺族基礎年金を受給していた寡婦が、そうでない寡婦に比べて、②の必要性が特に高いとも言えない。

公的年金における子の加算については、1980年改正前まで、同様の趣旨を有する国家公務員の扶養手当(以下、扶養手当)に揃えられる形で水準の根拠を作ってきた。その後、1980年改正と1985年改正で、配偶者の加給額や改正前の加給額とのバランスという観点から子の加算額が決定されるようになった。第3子以降の加算額が極端に低いのは、かつての第3子以降の扶養手当の金額が極めて低く設定されていたことに由来する。そして、その加算額が第1・2子の3分の1になっているのは、1985年改正前に、厚生年金の第1・2子の加給額(=改正後の第3子以降の加算額)が、配偶者の加給額(=改正後の第1・2子の加算額)の3分の1であったことが直接的理由である。そして、この3分の1は、1973年改正と1976年改正の前年において、第1・2子の扶養手当の金額が配偶者の扶養手当の3分の1であったという歴史的偶然に基づく。

旧国民年金の遺児年金は孤児年金としての性格が強く、被保険者である父又は母の死亡当時、その子と生計同一の母又は父がいる場合は、受給権が発生しなかった。一方で、父又は母の死亡当時、母又は父が生存していても、子と生計同一関係になれば、受給権は発生したが、その後、子が母又は父と生計を同一にするようになれば、失権となった。1985年改正で遺児年金も遺族基礎年金に移行したが、この失権規定が支給停止規定として引き継がれた結果、子に支給される遺族基

礎年金は、生計を同じくする父又は母があるときに支給停止になった。

#### C-5. 障害年金受給者の動向と実態

厚生労働省「障害年金受給者実態調査」に基づくと、障害年金受給者数の2009年から2019年の増加は、国民年金2級の精神・知的障害受給者の増加で、ほぼ説明できる。その背景として、国民の主観的健康状態に大きな変化が無いなか、精神・知的障害を有する人が増加していることが挙げられる。精神・知的障害の受給者の就労率は低く、就労していても常勤比率は低く、労働時間は短く、年間就労収入100万円未満が8割を占める。身体障害の受給者の就労状況との差はまだ大きい。精神・知的障害の受給者のいる世帯では、年間収入の低い世帯も多い。特に、精神障害の受給者で障害厚生年金3級や障害基礎年金のみを受給する単身者の5割弱～7割、知的障害に基づく受給者で単身・二人世帯の5割以上が貧困状態にある。障害年金受給者で生活保護を併給している割合は、精神障害の障害厚生年金3級や障害基礎年金2級のみを受給者では1割を超える。障害年金・生活保護併給率は、精神障害の厚生年金3級においては低下しているが、それ以外の障害等級や知的障害の受給者では、上昇傾向にある。また、併給率は、受給者の年齢が高いほど高く、65歳以上の精神障害の厚生年金3級の受給者の併給率は4分の1に達する。

#### C-6. 遺族年金受給者の就業選択

厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」に基づくと、30歳代前半から50歳代前半の遺族年金受給者の就業率は、80%台前半で、女性全体の就業率より10%ポイントも高い。しかし、その6割は非正規雇用、5割は週当たり労働時間が30時間未満である。また、非就業者を含む7割以上で年間就労収入は200万円を下回る。死別時に40歳代以下であった場合、死別前から就業している人の9割以上が就業を継続し、死別前に非就業であった人の5割以上が新たに就業した。そのため、40歳代以下では死別前後で就業率は大幅に上昇した。65歳未満の遺族年金受給者が就業する確率は、「基礎年金＋厚生年金」の受給者より「基礎年金のみ」の受給者の方が高い。また、子の人数が多いほど就業率は高く、遺族年金受給額が高いほど就業率は低い。さらに65歳未満の遺族年金受給者の死別前の就業率は、死別時に子がいた人の方が、子がいなかった人に比べ低かった。

#### C-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」に基づくと、20歳～64歳の在宅障害者男女の未就労率は56%と高く、就労していても平均就労収入月額が15万円と低い水準にとどまる。個人属性(年齢、性別等)と障害程度

を統御しても、障害年金等を含む社会保障給付額と一般就労率との間に負の相関があった。また、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は34%～46%と高く、特に高齢世帯ほど高い。さらに、個人の基本属性と障害程度を統御しても、社会保障給付額と消費貧困率との間には負の相関があり、特に低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出額との間に強い正の相関がみられた。

#### C-8. フランスにおける障害者所得保障制度

フランスの障害者所得保障制度は、①社会保険の仕組みを採用する「障害年金」と、②社会手当の形をとる「成人障害者手当(AAH)」とで構成されており、前者を後者が補足する関係がみられる。フランスの障害者には、最終的にはAAHによって最低所得保障がなされることを確認した。

#### D. 考察

##### D-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

2003年から2015年の間、高所得層・中間層・低所得層の人口割合はほぼ一定であったが、同期間に等価可処分所得の中央値が下がっていることを勘案すると、生活水準は全般的に低下している可能性がある。実際、金融資産に基づく家計の脆弱性を表す指標である資産貧困率は低・中所得層で上昇しており、それらの世帯では経済的な不安定や困窮が生じていることが懸念される。

#### D-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

第三号被保険者制度や遺族年金制度の恩恵を受けにくい単身女性の貧困率が将来的に上昇していくとの先行研究も踏まえると、未婚者や離別者で実際の繰下げ受給率が高いこと、高齢女性の就業率も趨勢的に上昇していることは、継続就業と繰下げによる、一定程度の貧困リスク軽減の可能性を示唆するものと考えられる。

#### D-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

年金額の男女ギャップが縮小したにもかかわらず、死別高齢女性の貧困率が上昇したのは、1990年代から2000年代にかけては、死別高齢女性の単身化が主な理由である。また、2010年代では高齢者の貧困率の男女ギャップが縮小したのは、高齢男性の年金額低下が主な理由である。死別女性の年金額も低下傾向にあり、公的年金による貧困削減効果が相対的に弱まってきていると考えられる。

#### D-4. 遺族年金の見直しの方向性

寡婦年金の目的を考慮した場合、妻が遺族基礎年金を受給した場合には、寡婦年金を支給しないという規定を設ける必要がある。寡婦年金の存続そのものを見直すことも考えられる。拠出制実施に対する合意形成が必要であった時期には、掛け捨てを防ぐ給付を設ける必

要があったかもしれないが、それを現在でも維持する必要があるか否かは議論が分かれる。働き方や世帯構成が多様化する中、同じ第1号被保険者において、妻のいる男性の納付した保険料のみを、寡婦年金という形式の掛け捨て防止の対象とすることは、正当化が難しくなっている。また、高齢女性の就業率も上昇し、60代前半については、公的年金による所得保障の必要性が次第に低下していくと思われる。さらに、今後、基礎年金にかかわる保険料拠出期間の45年化を目指すのであれば、60代前半も被保険者期間となるため、寡婦年金の存在は、必然的に見直しを迫られよう。もし保険料納付意欲促進などの観点から掛け捨て防止が必要であるのならば、死亡一時金で一元的に対応する方向性も考えられる。

遺族基礎年金の子の加算については第3子以降で加算額が急減するが、加算額がかつて準拠していた扶養手当の金額は、現在、すべての子について同額である。さらに、1980年改正で、子の加算額は扶養手当を上回る水準に設定されたが、現在、第3子以降の加算額は、扶養手当の水準を下回っている。また、子が3人以上いる遺族基礎年金受給者は、子が2人の受給者に比べ、就業が制約される可能性が高く、子が2人から3人以上になることで、生計費が増加する一方、就業収入を増やすことが難しく、加算額が低ければ、生活困窮に直面するリスクが高い。受給者実態や財政的影響なども踏まえたうえで、第3子以降の加算額

を引き上げる方向での検討が求められる。

子に支給される遺族基礎年金が生計を同じくする父又は母があるときに支給停止となる件については、現行規定では、離別父子(母子)世帯で父(母)が死亡し、その遺児を離婚した母(父)が引き取った際には、遺族基礎年金が支給停止となる。そのため、両親が離婚していなかった場合と比較して、離別世帯の遺児が年金制度上で大きな不利益を被る形になっている。また、遺児の場合、どのような環境で養育されるのかが特に重要であり、生存する親が遺児を引き取ることが最善となるケースもあり得る。年金制度が、それを妨げるような支給停止措置を取るべきではない。こうしたことから、離婚した元配偶者に引き取られた場合については、父又は母と生計同一であっても、子に遺族基礎年金を支給することが望ましいと考えられる。ただし、この見直しを認めた場合、他のケースも含めて、子に対する遺族基礎年金は、生計同一の父又は母がいたとしても支給せざるを得なくなると思われる。その是非が新たな論点として残される。

#### D-5. 障害年金受給者の動向と実態について

人口高齢化とは独立に生じている、知的障害や精神障害者の増加に伴い、当面の間、障害年金受給者数は増加していくものと推測される。老齢年金と障害年金では、受給者が増加する理由が異なり、マクロ経済スライドによる給付水準の低下は障害年金受給者により深

刻な影響を与える可能性がある。

精神・知的障害の場合、就労収入がない、あるいは、低い者が多いため、公的年金の役割がより大きいと考えられるが、障害厚生年金3級や障害基礎年金のみの場合、その年金額は高いとは言えない。結果として、特に精神障害・知的障害の単身者において、相対的貧困状態にある者が多いと考えられる。また、65歳以上では、精神障害の障害厚生年金3級受給者の4分の1、精神障害や知的障害の障害基礎年金2級のみ受給者の2割弱は生活保護を併給している。障害厚生年金3級の受給者は、65歳以降に老齢基礎年金+老齢厚生年金か障害厚生年金3級のどちらかを選択するが、現役期に相対的に豊かであった者ほど前者を選択して、3級の受給者から抜けていく。結果として、65歳以降も障害厚生年金3級を受給している者では、生活保護を併給する割合が高まると考えられる。

#### D-6. 遺族年金受給者の就業選択

遺族年金受給者の就業選択は、遺族年金受給者の就業率が女性全体の就業率よりも高いというばかりではなく、女性の一般的な就業選択と異なり、子がいるほど就業率が低いという一般的な傾向が当てはまらない点が特徴的と考えられる。

#### D-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

障害年金などの所得保障の受給額が上がるほど、一般就労に従事する確率が下がる可能性が示唆される。また障害年金などの所得保障は障害者世帯の経済厚生維持に寄与しており、特に低消費世帯ほどその重要性は高い傾向にあるが、障害者世帯の消費貧困率は高く、高齢の障害者世帯でも貯蓄の取り崩しにより必ずしも消費を平準化できていないことが示唆される。分析の限界として、因果関係を推定しているわけではないため、今回の推定結果にバイアスが生じている可能性は排除できない。それ以外にも、分析に使用する変数に一つでも欠測がある場合はサンプルから除外しており、多重代入法を採用し、今回の結果が欠測に対して一定程度頑健であることを確認する必要がある。

#### D-8. フランスにおける障害者所得保障制度

フランスの障害年金の仕組みが、「労働・稼働能力の喪失」を保障するものとして制度設計されているのに対して、AAHは障害者に対する「最低所得保障給付」として制度設計されている。「障害」の捉え方や、認定方法はそれぞれ異なっている。もっとも、上述のように障害年金等の他の給付を受給できない者にはAAHが補足的に支給されることから、他に収入を持たない障害者(AAHが定義する障害者)が所得保障の面で何らの保障もない状況に置かれることはない。この点は、日本において無年金障害者の存在が課題とされていること(20歳以

降に初診日のある障害者についてはこのリスクがある)に鑑みると、重要である。また、「労働・稼働能力の喪失」に対する給付である障害年金については言うまでもないが、AAHの支給に際して「就労」の状況が考慮される点も、社会保障による所得保障と就労との関係が必ずしも明確ではない日本の障害年金制度の課題を考えるうえで、参照に値する。

#### E. 結論

##### E-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

これまでの日本の所得分配の実証研究は、所得データを用いた分析が中心であった。しかし、家計の生活水準を捉えるためには、資産・負債データからみた分析も必要である。

##### E-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

部分繰下げ受給による防貧機能は万能薬ではないことから、依然として生活保護、年金生活者支援給付金等による所得保障機能は、就労する貧困リスク者の部分繰下げ・就労継続が進んだとしても重要である。

##### E-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

公的年金の男女ギャップが縮小し、高齢の死別女性も現役世代の死別女性も遺族年金による貧困削減効果が1990年代から2000年代に強まったが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が弱まった。結果として、高齢死

別女性の貧困率は上昇することになり、高齢者における貧困率の男女ギャップは拡大することになった。高齢女性の死別割合は、1980年代から2000年代にかけて低下したが、2010年代では下げ止まっており、今後、高齢化が進み、少子化で扶養してくれる子も少なくなるため、死別後に単身化が進み貧困率がより高くなってしまうと予想される。公的年金を含めた社会保障給付の機能拡大がより求められるようになるだろう。

#### E-4. 遺族年金の見直しの方向性

遺族年金には、遺族厚生年金における男女差の解消など、制度全般に係る論点が存在するが、次回年金改正に向けて、本研究で取り上げたような個別の論点についても検討を進める必要がある。

#### E-5. 障害年金受給者の動向と実態について

知的・精神障害者が増えたことなどを背景として、現在の障害年金受給者構成や受給者像は、制度創設時あるいは1985年改正時とは異なる。こうした障害特性の分布変化に合わせた障害年金の見直しが必要と考えられる。例えば、障害年金と就労収入を調整する方法の再検討や障害年金の防貧機能強化などが挙げられる。後者の具体的方法として、厚生年金保険の更なる適用拡大や、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も、一定期間内の初診日であれば、障害厚生年金を支給するとい

う延長保護の仕組みの導入が挙げられる。また、基礎年金拠出期間の45年化による障害基礎年金の年金額及び障害厚生年金3級の最低保障額の引上げも求められる。さらに障害年金受給者の生活保護併給を減らす方法としては、以上に加え、就労支援や厚生年金適用拡大を通じて、65歳以降に、障害基礎年金と老齢厚生年金を併給できる受給者を増やすことが考えられる。また、障害厚生年金3級受給者のなかで、老後に老齢基礎年金＋老齢厚生年金を選択できる受給者を増やすことも重要である。その他、老齢基礎年金と障害厚生年金の併給を認めることについても検討の余地がある。

#### E-6. 遺族年金受給者の就業選択

遺族年金制度の見直しを行うにあたっては、女性の一般的な就労状況だけでなく、遺族年金受給者の就労状況を継続的に把握する事が不可欠である。そのためには、「遺族年金受給者実態調査」が今後も継続的に実施されるだけでなく、一貫した定義に基づいて遺族年金受給者の就労状況の中長期的な動向を把握できるようにすることが求められよう。

#### E-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

全国の在宅障害者を対象に測定した消費貧困率で見ても、障害者単身世帯の経済厚生は平均的には低い水準にとどまる。特に高齢

の障害者世帯の消費貧困率が高いこと、そして、20～64歳の平均的な就労率や就労収入が低いことから、障害者世帯では、高齢期に取り崩していけるような資産を蓄積していくことが難しい状況にあると考えられる。公的年金や公的手当により、障害者世帯の家計が一定程度下支えされていることも示唆されているが、所得保障機能を十分担っているとは言い難い。

日本の障害者世帯の経済状況や、所得保障制度との関係については、データ制約から、まだ実証されていないことも多い。既存データを前提とした分析手法の改善を行うと同時に、今後の調査については、質問内容の吟味や欠測を減らす工夫などにより、収集するデータの質を高めることも求められるだろう。

#### E-8. フランスにおける障害者所得保障制度

社会保険の仕組みをとる公的年金制度の枠内で障害者に対する所得保障を行っている日本は、保険原理を修正しつつ(すなわち扶助原理も取り入れつつ)、障害者への所得保障を実現しようとしている。ただ、社会保険の仕組みを採用していることの限界(保険料の未払いに起因する無年金障害者の存在等)への対応は難しい。また、日本の障害年金制度は、基本的に障害を医学モデルの観点から捉えていることから、社会保障による所得保障と就労との関係も曖昧なものとなっている。こうした課題にどのように対応すべきかに関して、「D. 考察」で示した通り、フランスの法制度から得られ

る示唆は多い。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

(書籍)

- ・福島豪・永野仁美「障害と社会保障法」菊池馨実・川島聡・中川純『障害法(第2版)』成文堂(東京)、195-219頁、2021年。
- ・四方理人「日中韓における家族形態と貧困」五石敬路・ノ・デミョン・王春光『日中韓の貧困政策:理論・歴史・制度分析』明石書店(東京)、119-143頁、2021年。
- ・四方理人「日本における高齢者の貧困と所得保障政策」五石敬路・ノ・デミョン・王春光『日中韓の貧困政策:理論・歴史・制度分析』明石書店(東京)、240-257頁、2021年。

(雑誌)

- ・山田篤裕「高齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性」『社会保障研究』第7巻1号(2022年刊行予定)
- ・四方理人「年金受給開始年齢の引き上げと高齢女性の就労」『生活協同組合研究』556号、40-45頁、2022年。
- ・百瀬優「寡婦年金・遺族基礎年金に関する論点と今後の見直しの方向性」『週刊社

会保障』No.3163、44-49 頁、2022 年。

- ・永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」『障害法』第 6 号(2022 年刊行予定)

## 2.学会発表

- ・四方理人・渡辺久里子「離死別女性の貧困と公的年金制度」社会政策学会第 144 回大会(令和 4 年 5 月 14 日)
- ・大津唯「遺族年金受給者の就業選択」社会政策学会第 144 回大会(令和 4 年 5 月 14 日)。
- ・藤井麻由・渡辺久里子「年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響」社会政策学会第 144 回大会(令和 4 年 5 月 14 日)
- ・永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」日本障害法学会第 6 回研究大会(令和 3 年 11 月)。

## H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

### 1.特許取得

なし

### 2.実用新案登録

なし

### 3.その他

なし